

## 新潟産業大学オープンアクセスポリシー

制定 令和 7 年 4 月 1 日

### (趣旨)

1. 新潟産業大学（以下「本学」という。）は、学術研究の発展に寄与するとともに、情報公開の推進、社会に対する説明責任を果たすために、新潟産業大学オープンアクセスポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を定める。

### (研究成果の公開)

2. 新潟産業大学は、本学に在籍する期間に本学教職員が作成、または作成に関与した研究成果物を可能な限り、本学のリポジトリによって公開する。研究成果物の著作権については、本学に移転しないものとする。

### (適用の例外)

3. 著作権等またはその他のやむを得ない理由で、研究成果物の公開に支障が生じる場合は当該成果物に対して本ポリシーの適用を免除し、研究成果物を公開しないこととする。

### (適用の不遡及)

4. 本ポリシーは、本ポリシー施行後に公表された研究成果物に適用する。

### (リポジトリへの登録)

5. 本学機関リポジトリへの登録、公開に関する事項は、「新潟産業大学機関リポジトリ運用指針」に定めたとおりに行う。

### (その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関して必要な事項は、別に定める。